

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

令和 3 年度 入札・契約制度の改正等について

制度改正の概要

■ 1 建設工事の総合評価落札方式(企業評価型)及び低入札価格調査制度の見直しについて

(1) 総合評価落札方式(企業評価型)

企業の技術力や地域貢献を評価し、地域の安全・安心を守り、工事の品質向上を確保することを目的とした総合評価落札方式(企業評価型)の実施に向けた改正を行うもの。

【主な改正点】

①対象工事の適用範囲の拡大

請負対象金額 1 億 5 千万円以上の工事は、原則として総合評価落札方式(企業評価型)を採用することとする。ただし、従来通り技術力や施工計画等により品質に差がつくと認められる工事については、施工計画型を採用する場合がある。

②施工体制確認型を採用

施工体制確認型とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価するため、評価値の算出方式を改めるもの。

〈評価値の算出方式〉（高知市は除算方式を採用）

$$\text{評価値} = \text{評価点（標準点} + \text{加算点）} \div \text{入札価格}$$

$$= \text{評価点（標準点} + \text{技術評価点} + \text{施工体制評価点）} \div \text{入札価格}$$

③評価基準の見直し

評価項目の一部を削除、取扱いの見直し等を行う。

- ・「労働安全衛生管理に関する認証の評価項目」を削除
- ・法令違反に関する項目を「独占禁止法違反等による指名停止の状況」に改める など。

④落札者決定の方式は事後審査型を導入

総合評価落札方式に事後審査型を適用するため、事後審査型制限付き一般競争入札実施要領を改正し取扱いの見直し等を行う。

⑤総合評価見直しに伴い要領等を改正

要領等(R3. 4. 1～)	新要領	参考
高知市建設工事総合評価落札方式実施要領	別途添付	新旧対照表
高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領		
総合評価落札方式評価項目及び評価基準（標準）		
事後審査型制限付き一般競争入札実施要領		

(2) 低入札価格調査制度 (総合評価落札方式に適用)

品質確保やダンピング受注による下請業者へのしわ寄せ防止の一層の強化を図るため失格基準価格の率を改定し、品質確保やダンピング対策として、県の運用に準じた取扱いに改めるもの。

【主な改正点】

失格基準価格の算定方法（算定率は国土交通省の特別重点調査基準を準用）の見直しや、低価格での応札者に対する施工体制確保対策として、低入札者と契約する場合の条件を設定する。また、低入札調査を実施するために必要な運用を定め、低入札価格調査制度審査会にて調査対象者と契約するか否かを審査し決定する方法を定める。

①失格基準価格の算定方法

現 行	改正後 (R3. 4. 1～)
直接工事費 75% + 共通仮設費 70% + 現場管理費 70% + 一般管理費 30% の総計を下回ると失格	直接工事費 90%、共通仮設費 80%、現場管理費 80%、一般管理費 30%、いずれかが下回ると失格

②低入札者との契約条件

	通常の契約	低入札者との契約
契約の保証	請負代金額の 10 分の 1 以上	請負代金額の 10 分の 3 以上
前払金	請負代金額の 10 分の 4 以内	請負代金額の 10 分の 2 以内
契約解除に伴う違約金	請負代金額の 10 分の 1 以内	請負代金額の 10 分の 3 以内
技術者の配置	主任技術者又は監理技術者	主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者を専任で 1 名現場に配置する

③低入札価格調査見直しに伴い要領等を改正

要領等 (R3. 4. 1～)	新要領	参考
高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領	別途添付	新旧対照表
高知市低入札価格調査マニュアル		
高知市低入札工事に関する下請代金支払状況等実態調査実施要領		

■ 2 指名競争入札における貸出図書の電子化について

(1) 概 要

建設工事及び建設コンサルタント業務の指名競争入札については、現在設計図書を書面で貸出しているが、これらを電子で配布することを行うもの。

(2) 対象案件

- ア 予定価格が 130 万円を超える建設工事に関する指名競争入札
 - イ 予定価格が 50 万円を超える建設工事に係る委託業務に関する指名競争入札
- ※上記いずれの場合も高知市契約課が発注するものに限る。

(3) 変更点

対象案件の指名競争入札における設計図書の貸出方法を以下のとおり変更する。

現行	改正後(R3. 4. 1～)
高知市役所本庁舎 3 階契約課にて貸出	高知市が設置する入札情報システムの対象案件の入札予定に設計図書を添付して貸出

適用日：令和 3 年 4 月 1 日に指名通知するものから適用

■ 3 土木一式工事に係る地区割について

(1) 改正目的

中央地区の発注案件に対して指名競争入札に必要な業者数を確保し、指名検討をより公平・公正に行うことを目的として、中央地区を他の近接地区と統合する。

(2) 改正内容

中央地区（高知街，北街，南街）を下知地区と統合し、「下知・中央地区」とする。

現在の地区	変更後の地区
中央（高知街・北街・南街）	－（廃止）
下知	下知・中央（下知・高知街・北街・南街）

適用日：令和 3 年 6 月 1 日に指名通知及び公告するものから適用

■ 4 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置の継続（変更なし）

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成 25 年 12 月 18 日（平成 31 年 4 月 1 日一部改正）から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続する。

【暫定措置】

- ・事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大(130 万円超)
- ・事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格要件の緩和（発注ランク、実績、技術者の雇用日、手持ち工事）
- ・ 1 者による入札の執行
- ・現場代理人の常駐の特例